改善基準告示の内容（一覧表）

参考資料2

区分	タクシー 日勤勤務	条文	タクシー 隔日勤務	条文	ハイヤー	条文	区分	トラック	条文	バス	条文	特例（トラック・バス）【労働省労働基準局長通達（92号通達）】 分割休息	２人乗務	隔日勤務等	フェリー乗船
拘束時間	（年換算：3,588時間） １箇月　299時間	２①１	（年換算：3,192時間） １箇月　262時間 （地域的事情その他の特別な事情がある場合において、労使協定があるときは、1年のうち６箇月までは270時間まで延長可）	２②１	拘束時間規定の適用はない	２⑤	拘束時間	１年間　3,516時間 １箇月　293時間 （労使協定があるときは、１年間のうち６箇月までは、１年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長可）	４①１	（年換算：乗合3,380時間、高速貸切3,484時間） ４週間平均で１週間当たり　65時間 （貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスの運転者については、労使協定があるときは、52週間のうち16週間までは、４週平均で１週間当たり71.5時間まで延長可）	５①１	一定期間における全勤務回数の２分の１を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができる。 分割された休息期間は、１日において１回当たり継続４時間以上、合計10時間以上。		２週間 126時間 （21時間×６勤務）	**（トラック）** 勤務の中途でフェリーに乗船する場合、フェリー乗船時間は、原則として休息期間として取り扱う。 この休息期間は、与えるべき休息期間から減ずることができる。 ただし、減算後の休息期間は、２人乗務の場合を除き、下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の２分の１を下回ってはならない。
	１日　原則　13時間 　　最大　16時間	２①２ ２①２	２暦日　21時間	２②１				１日　原則　13時間 　　最大　16時間 （15時間超えは１週２回以内）	４①２ ４①２	１日　原則　13時間 　　最大　16時間 （15時間超えは１週２回以内）	５①２ ５①２		１日 20時間	２暦日 21時間	
休息期間	継続８時間以上	２①３	継続20時間以上	２②２			休息期間	継続８時間以上 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること	４①３ ４②	継続８時間以上 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること	５①３ ５②		継続４時間以上 ※フェリー乗船	継続20時間以上 ※フェリー乗船	
特例	１箇月の拘束時間の特例 「車庫待ち等」で、かつ、労使協定があるときは、１箇月322時間まで延長可 １日の最大拘束時間の特例 「車庫待ち等」で、かつ、次の条件を満たせば24時間まで延長可 ・休息期間　継続20時間以上 ・16時間超えは１箇月７回以内 ・18時間超えの場合、夜間に４時間以上の仮眠付与	２①１ ２①２ イ ロ ハ	「車庫待ち等」で次の条件を満たせば ２暦日　24時間 １箇月　前記拘束時間に20時間を加えた時間まで延長可 ・夜間４時間以上の仮眠付与 ・21時間超えは労使協定により１箇月７回以内	２②１			特例	分割休息期間、２人乗務、 隔日勤務及びフェリー乗船における特例は、 労働省労働基準局長通達の定めによる	４③	分割休息期間、２人乗務、 隔日勤務及びフェリー乗船における特例は、 労働省労働基準局長通達の定めによる	５③		（車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）	次の条件を満たせば２暦日24時間まで延長可 ・事業場内仮眠施設において夜間４時間以上の仮眠付与 ・２週間について３回を限度	**（バス）** 勤務の中途でフェリーに乗船する場合、フェリー乗船時間のうち２時間については拘束時間、その他の時間については休息期間として取り扱う。 この休息期間は、与えるべき休息期間から減ずることができる。 ただし、減算後の休息期間は、２人乗務の場合を除き、下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の２分の１を下回ってはならない。
							運転時間	２日平均で１日当たり　９時間 ２週間平均で１週間当たり　44時間	４①４ ４①４	２日平均で１日当たり　９時間 ４週間平均で１週間当たり　40時間 （貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスの運転者については、労使協定があるときは、52週間についての運転時間が2,080時間を超えない範囲内において、52週間のうち16週間までは、４週間平均で１週間当たり44時間まで延長可）	５①４ ５①４				
							連続運転時間	４時間以内 （運転の中断には、１回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要）	４①５	４時間以内 （運転の中断には、１回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要）	５①５				
時間外労働	時間外労働協定における一定期間は１箇月を協定	２③			時間外労働協定における一定期間は１箇月又は３箇月及び１年間を協定	３－２	時間外労働	時間外労働協定における一定期間は、2週間及び１箇月以上３箇月以内の期間を協定	４⑤	時間外労働協定における一定期間は、2週間及び１箇月以上３箇月以内の期間を協定	５④				
休日労働	２週間に１回以内、かつ、１箇月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	２④			時間外労働は、次の範囲内にするよう努めること １箇月　50時間 ３箇月　140時間 １年間　450時間		休日労働	２週間に１回以内、かつ、１箇月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	４⑤	２週間に１回以内、かつ、４週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	５⑤				
							適用除外	緊急搬送・緊急作業及び危険物輸送については厚生労働省労働基準局長の定めにより適用除外	１①						